

山梨県公報

第三百二十二号

令和四年

十月六日

木曜日

目次

告示

○救急病院等の認定(二件)……………五三五

○道路の区域変更……………五三五

○道路の供用開始……………五三六

公告

○随意契約の相手方の決定について(六件)……………五三六

○令和四年度山梨県准看護師試験の実施……………五三八

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見……………五三九

○土地改良区役員の退任及び就任……………五三九

○基本測量の実施……………五四二

人事委員会

○山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………五四三

公安委員会

○口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱…五四三

○扱事務の名称等の一部を改正する告示……………五四三

告示

山梨県告示第二百二十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

令和四年十月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急診療所の名称及び所在地

名称	所在地

東桂メデイカルクリニック

都留市十日市場九百五十八番地一

二 認定期限 令和七年九月十三日

山梨県告示第二百二十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

令和四年十月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
ツル虎ノ門外科・リハビリテーション病院	都留市四日市場百八十八番地

二 認定期限 令和七年九月二十日

山梨県告示第二百三十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から令和四年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月六日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 一軒茶屋荊沢線

三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
南アルプス市古市場字宮東一五〇番一地先	旧	九・二	四一・〇

から
南アルプス市古市場字宮東一八二番一地先
まで

新	一〇・三	四一・〇
九・二	一〇・三	

山梨県告示第二百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から令和四年十月二十七日まで一般の縦覧に供する。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府中央右 左口線	中央市成島字土井一〇二二番一 地先から 中央市乙黒字五反田一五番一 地先まで	一九四・一	令和四年十 月七日

公 告

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

(一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
(二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年七月二十九日

四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社クスリのサンロード
(二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地

五 契約の相手方を決定した手続 随意契約

六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎
一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月一日
- 四 随意契約の相手方

- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百一十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月四日
- 四 随意契約の相手方

(一) 名称 株式会社クスリのサンロード

- (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百一十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月八日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスリのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができなかつたため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の二第一項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について
 次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日
 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千
 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係
 るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな
 かったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一
 項第五号に該当）。

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、二十二年三月三十日
 ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千
 九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携
 に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係

るものである。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 随意契約に係る物品等の名称、予定数量及び契約金額

名称	予定数量	契約金額
生活支援物資	四千五百個	一万五千三百十一円（一個当たり）
配送用倉庫		七万四千三百九十七円

二 契約に関する事務を担当する所属

- (一) 名称 山梨県感染症対策センター新型コロナウイルス対策グループ
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 随意契約の相手方を決定した日 令和四年八月十二日
- 四 随意契約の相手方
- (一) 名称 株式会社クスのサンロード
 - (二) 住所 山梨県甲府市後屋町四五二番地
- 五 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 六 随意契約によることとした理由 緊急の必要により競争入札に付することができな
 かったため（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一
 項第五号に該当）。

● 令和四年度山梨県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第十八条の規定により、令和
 四年度山梨県准看護師試験を次のとおり実施する。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 試験日時 令和五年二月十四日（火）午後一時三十分から午後四時まで
- 二 試験場所 甲府市東光寺三丁目十三番二十五号 山梨県地場産業センター「かいて
 らす」
- 三 試験方法 筆記試験
- 四 試験科目 保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号）第
 二十三条に規定する科目

五 受験資格 保健師助産師看護師法第二十二條各号のいずれかに該当する者であること。

六 提出書類

1 受験願書

2 履歴書

3 受験資格を有することを証明する書類

4 写真（受験願書提出前六月以内に撮影した、無帽、正面、上半身像のもので、縦六センチメートルかつ横四センチメートル、裏側に撮影年月日及び氏名を記載したもの）一枚

5 戸籍抄本（受験資格を有することを証明する書類の氏名が現在の氏名と同じ場合は、提出する必要はない。）

七 受験手数料 六千九百円（受験願書に六千九百円に相当する額面の山梨県収入証紙を貼り付け、消印はしないこと。なお、受験手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかった場合でも還付しない。）

八 受験願書の配布期間及び配布場所

1 配布期間 令和四年十月三十一日（月）から十一月十一日（金）までの山梨県の休日を含め、平成元年山梨県条例第六号に定める県の休日を除く日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、郵送で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書請求」と朱書して、百四十円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒（角形二号）を同封し、山梨県福祉保健部医務課看護担当宛にて、令和四年十月三十一日（月）から十一月十一日（金）までに到達するように送付すること。

2 配布場所 甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県福祉保健部医務課看護担当

九 受験願書の提出先、提出方法及び受付期間

1 提出先 八二に掲げる場所

2 提出方法 持参し、又は簡易書留により郵送すること。

3 受付期間 令和四年十二月五日（月）及び同月六日（火）の各日の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで。ただし、簡易書留により郵送する場合は、同月五日（月）又は同月六日（火）の消印のあるものを有効とする。

十 その他 詳細については、山梨県福祉保健部医務課看護担当（電話〇五五―二二三―一四八四）に問い合わせること。

● 大規模小売店舗の周辺の地域的生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八條第一項の規定により昭和町

から聴取した意見について、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地 クスリのアオキ西条新田店 山梨県中巨摩郡昭和町西条新田字村北二百四十九番外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 令和四年五月二十三日

四 意見の概要 駐車場法の遵守

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から令和四年十一月七日まで

● 土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八條第十七項の規定により、笛吹川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

令和四年十月六日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事長	高木晴雄	山梨市小原西六百二十七番地 一	令和四年九月九日
副理事長	鈴木幹夫	甲州市塩山下塩後六百二十七番地	同
同	山下政樹	笛吹市石和町四日市場二千二百三十番地	同
理事	土屋菊雄	甲州市塩山三日市場三千三百四十二番地	同

二 就任

同	長 副理事	理事長	役職名
山下政樹	鈴木幹夫	高木晴雄	氏名
笛吹市石和町四日市場二千二番地	甲州市塩山下塩後六百二十七番地	山梨市小原西六百二十七番地一	住所
同	同	令和四年九月十日	就任年月日

同	監事	同	同	同	同	同	同	同
海野利比古	平塚義	荻原修	遠藤浩	望月智	樋口雄一	長田明	水上和夫	
笛吹市石和町市部四百七十七番地三第三米山ハイツ一〇一号	甲州市勝沼町勝沼三千二百四十六番地内二	山梨市市川七百六十六番地	西八代郡市川三郷町市川大門千二百七十四番地	中央市西花輪千三百十一番地一	甲府市高畑二丁目七番六号	西八代郡市川三郷町大塚三千七百八十六番地	中央市大鳥居三千五百四番地	
同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	
後藤佳一	曾根勉	丸山幹夫	三枝正	久保田英雄	久保川裕之	梶原克昌	内田誠	古屋栄	小川眞澄	曾根修平	土屋菊雄	
笛吹市石和町四日市場六百二番地	笛吹市春日居町徳条三十八番地	笛吹市春日居町別田二十二番地	山梨市牧丘町倉科七千七百七十六番地	山梨市牧丘町窪平千二百九十二番地	山梨市江曾原二百四番地	山梨市山根千二百三十九番地	甲州市勝沼町菱山二千二百番地	甲州市勝沼町山九百七十六番地	甲州市勝沼町藤井九百九十八番地	甲州市塩山上栗生野千五十九番地二	甲州市塩山三日市場三千三百四十二番地	百三十番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
鮫田光一	池谷陸雄	田中英広	飯田元康	中村巧	久保貴宣	中澤元則	前島敏彦	田中始	平塚和也	中村正彦	弦間義幸	
甲府市右左口町三千九百九番	甲府市中畑町七百一番地	笛吹市境川町藤埜五百五十六番地	笛吹市境川町小黒坂五百九十四番地	笛吹市八代町竹居千九百九十九番地	笛吹市八代町北九百十八番地	笛吹市一宮町中尾三百四十八番地一	笛吹市一宮町東新居千四百十四番地	笛吹市一宮町田中二百三十番地	笛吹市御坂町下野原七百八十三番地	笛吹市御坂町井之上千三百二十一番地	笛吹市御坂町上黒駒千四百八十三番地	十五番地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
保坂利定	平塚義	山田英樹	遠藤浩	望月智	樋口雄一	乙黒正仁	河野照雄	江間政雄				
笛吹市一宮町本都塚百十三番地一	甲州市勝沼町勝沼三千二百四十六番地内二	甲斐市志田百二十九番地	西八代郡市川三郷町市川大門千二百七十四番地	中央市西花輪千三百十一番地一	甲府市高畑二丁目七番六号	西八代郡市川三郷町大塚四千二百七十七番地一	中央市大鳥居三千二百九十四番地	中央市木原八百番地				地
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	

● 基本測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により国土地理院の長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

令和四年十月六日

一 測量の種類 基本測量（GNSS測量）

山梨県知事 長崎 幸太郎

- 二 測量の地域 甲府市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、甲斐市、笛吹市、上野原市及び甲州市
- 三 測量の期間 令和四年十月十七日から令和五年二月二十八日まで

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十九号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十月六日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則及び山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

(山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部改正)

第一条 山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「前項第二号の」を「前項各号に定める」に改める。

(山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第二条 山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「前項第二号の」を「前項各号に定める」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事委員会が定める。

公安委員会

山梨県警察本部長告示第三十五号

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和四年十月六日

山梨県警察本部長 伊 藤 隆 行

口頭により開示請求を行うことができる保有個人情報に関する個人情報取扱事務の名称等（平成十八年山梨県警察本部長告示第十一号）の一部を次のように改正する。

本則の表警察官採用選考の項中

総合得点及び順位（第一次試験及び第二次試験の結果）については、不合格者に係る者に限る。

合格発表の日から一月間

を

第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位並びに身体検査及び体力検査を定めておける場合はその結果（最終選考結果発表前における）を、不合格者に係るものに限る。

第二次試験 試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位並びに身体検査及び体力検査を定めておける場合はその結果（最終選考結果発表前における）を、不合格者に係るものに限る。

合格通知を発送した日から一月間、最終選考結果を通知した日から一月間。

に改め、同表職員採用選考の項中

職

員採用選考

同右

を

職員採用選考

第一次試験 試験種目別得点、合計得点及び順位（最終選考結果発表前において、不合格者に係るものに限る。）
 第二次試験 試験種目別得点、合計得点、最終合計得点及び順位（最終選考結果発表前においては、不合格者に係るものに限る。）

に改め、同表警備員検定（警備業法（昭和四十七

年法律第百十七号）第二条第一項各号に掲げる警備業務に係る一級及び二級の検定）の項中「同右」を「合格発表の日から一月間」に改め、同表猟銃等講習会（初心者講習修了考査）の項中「山梨県警察本部生活安全部生活環境課」を「同右」に改める。

附則

この告示は、令和四年十月十四日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番